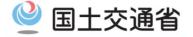
道路運送車両法における林業機械の位置づけについて

国土交通省 自動車局 安全·環境基準課 令和3年11月





道路運送車両法の目的等

- この法律は、公道等を走行する車両について、その使用実態や大きさ、重量などを勘案しつつ、安全性の確保等を行うものである。
- 具体的には、自動車の登録、道路運送車両の保安基準、点検·整備及び基準適合性の検査等が規定されている。
- また点検·整備や検査に関しては、全国9万の整備事業者を活用することで使用者の利便性の向上が図られている。

主な規定事項

自動車の登録

- •国による自動車登録ファイルへ の登録を運行要件とすること
- 登録の対象自動車

道路運送車両 の保安基準

安全性の確保、環境の 保全のための構造、装 置等に係る技術基準

点検及び整備

- ●使用時の保安基準適 合性の維持
- •日常点検整備
- 定期点検整備
- 国による整備命令
- 整備事業の監督 等

検査

- •国による検査の受検、有効 な自動車検査証の交付を運 行要件とすること
- 改善措置(リコール)
- 自動車等の型式指定
- •型式の相互承認

筀

大型特殊自動車: ~ が適用、小型特殊自動車: 及び (定期点検整備・整備事業等を除く)が適用

道路運送車両の例











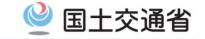








自動車の安全確保に係る制度の概要



- ▶ 道路運送車両法では、自動車は、国が定める保安上又は環境保全上の技術基準(保安基準)に適合するものでなければ、運行の用に供 してはならないこととされている。
- ▶ 同法では、自動車のライフサイクル全体にわたり、保安基準適合性を担保するため、
 - 設計·製造過程においては、生産車両の保安基準適合性及び完成検査の体制を国の<u>認証(型式指定)</u>等により確認し、
 - 使用開始前においては、国が新規検査を行い、保安基準適合性を確認し(型式指定車はメーカーが完成検査を実施)、検査の後、登 録手続きにおいて、所有権の公証を行い、ナンバープレートを交付し、
 - 使用過程においては、使用者に対して点検·整備の実施及び国が行う継続検査等の受検を義務付けるとともに、設計·製造に起因す る不具合については、自動車製作者等がリコール等の市場改修を実施することにより、自動車の保安基準適合性を継続的に担保して いる。

自動車のライフサイクル全体にわたる道路運送車両法に基づく安全確保のための制度

設計·製造過程

使用過程

保安基準

保安基準の策定

国際基準調和の推進

認証(型式指定)

• 型式の保安基準

適合性の確認

• 完成検査の体制

審査

新規検査·登録

- 使用開始前の保安基 準適合性の確認(型式 指定車は、メーカーに
- 所有権を公証し、ナン バープレートを交付

よる完成検査)

申請者負担の軽減の ためのワンストップサー ビスの推進



点検·整備

- 使用時の保安基 準適合性の維持
- 日常点検整備・ 定期点検整備



• 国による使用過程 車の定期的な保安 基準適合性の確





• 設計·製造に起 因する不具合の

リコール



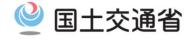






市場改修

特殊自動車の道路運送車両法上の位置づけ



特殊自動車の位置づけ

- □ 作業装置を備え、一定の場所において作業を行うことを主たる目的として製作された自動車
- □ 本目的を主としながらも、他の自動車や歩行者の存在する公道を走行する場合があるため、車両の安全確保の観点から、技術上の基準(保安基準)の遵守を求めている。保安基準への適合性について、大型特殊自動車の場合、定期的に点検・整備や検査を行うことを義務付けている。

小型特殊自動車が区分された理由

- □ 特殊自動車の中には、車両の大きさ、重量が小さく、速度が小さい自動車がある。
- □ これらは作業場間の移動が主で公道走行する機会が少ないため、安全確保上の観点から加害性が極小であると判断でき、技術上の基準(保安基準)への適合性を使用者の自己責任に委ね、定期点検整備等を対象外として差し支えないとして、道路運送車両法第3条において小型特殊自動車と区分している。

▶ 小型特殊自動車の例





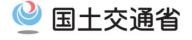


ターレットトラック

フォークリフト

ダンパ

農耕作業用自動車の道路運送車両法上の位置づけ



農耕作業用自動車の扱い

■ 農耕用トラクター、刈取脱穀作業車、田植機などの農耕作業用自動車については、車両の大きさ、 重量ともに小型であり、更に、運行形態は、農作業のために農場への短距離の移動が主であり、 走行する公道は専ら農道である。したがって、平坦で見晴らしがよく、交通量が少ないところで運 行するものであり、混合交通で運行されることは稀である。そのような背景を踏まえて、既に全国 で大量に長年使われた実績を考慮したところ、事故の蓋然性は低く、加害性は低いとして、小型 特殊自動車としている。



農耕用トラクター

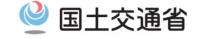


刈取脱穀作業車



田植機

ホイール型林業機械の位置づけと適用基準について



- □ 現法令における大型特殊自動車の中の一形状として「林内作業車」が既に存在する。
- □ ホイール型林業機械は、大きさ、重量ともに大型であり、公道走行を行う場合、 大型特殊自動車の「林内作業車」に分類される。
- □ 現状、フォワーダーを含む高性能林業機械の国内保有台数は約1万台に対して、 大型特殊自動車として登録されているものは、林内作業車全てで36台のみであ る。
- □ これら林内作業車については、下記保安基準を満たす必要がある。

▶ ホイール型林業機械の例



▶ 保有台数

高性能林業機械の機種別保有台数 (出典:林野庁)

機種	令和元年度
フェラーバンチャ	166
ハーベスタ	1,918
プロセッサ	2,155
スキッダ	111
フォワーダ	2,784
タワーヤーダ	149
スイングヤーダ	1,095
その他の高性能林業機械	1,840
合計	10,218

自動車保有車両数

(出典:(一財)自動車検査登録情報協会)

車種	形状	令和3年3月
大型特殊自動車	林内作業車	36

▶ 適用されている保安基準

- ◆ 原動機及び動力伝達装置
- ◆ 走行装置
- ◆ 操縦装置
- ◆ 制動装置
- ◆ 前照灯
- ◆ 車幅灯
- ◆ 番号灯
- ◆ 尾灯
- ◆ 制動灯
- ◆ 方向指示器 等